

「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて」の一部改正等について

1 三種町発注の建設工事において、契約事項第 10 条第 2 項に規定する現場代理人の兼務に係る要件を次のとおり緩和することとしました。

(1) 改正概要

同一の現場代理人を配置しようとする工事が次の要件を全て満たしている場合には、受注者はあらかじめ発注者の承認を得て、当該現場代理人をそれぞれの工事現場に配置できるものとします。

- 同一の現場代理人を配置できる工事件数を 3 件までとします。(現行：2 件)
- 県発注工事及び市町発注工事を対象とします。(現行：三種町発注工事のみ)
(ただし、当該市町が兼務を認めた場合に限りです。)
- 工事現場が、いずれも能代山本郡管内であること。(現行：三種町内のみ)
- 1 件の請負金額が 2,500 万円未満(建築一式工事の場合は 5,000 万円未満)の工事又は同一の主任技術者が管理する工事を対象とします。(現行:合計で 2,500 万円未満(建築一式工事の場合は 5,000 万円未満)又は同一の主任管理者が管理する工事)

(2) 適用期日

平成 25 年 11 月 11 日以降に契約を締結する工事について適用します。

2 今後の工事の円滑な実施に向けた施工確保のため次のとおり取扱うこととします。

(1) 災害復旧工事を対象とした現場代理人の常駐緩和

同一の現場代理人を配置しようとする工事が災害復旧工事のみの場合は、5 件まで兼務できるものとします。(本則：3 件)ただし、1 件の請負金額が 2,500 万円未満の工事で請負金額の合計が 7,500 万円未満のものとしてします。(本則：1 件の請負金額が 2,500 万円未満で、請負金額の合計に係る規定なし)

(2) 指名競争入札(応募型指名競争入札)において入札参加者等が 1 者のみであった場合の取扱いについて

入札参加者が 1 者であった場合でも、原則として入札を執行するものとします。また、応募型指名競争入札にあつては、「三種町建設工事等指名競争入札事務要領」第 37 条第 1 項にかかわらず、指名できる者が 1 者であっても、再度公募を行わず指名できるものとします。

(3) 適用期日

- (1) については、平成 28 年 3 月 31 日までに契約を締結する工事を対象とします。
- (2) については、平成 27 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事を対象とします。